

### ○中間報告（平成29年4月14日 統計改革推進会議）（抄）

- 各府省の保有する統計等データと地方自治体や民間（公的性格を有する法人を含む。）の保有する各種データとの間のリンケージや相互利活用、地方自治体や民間の保有する各種データに対する各府省からのアクセス要請等の在り方について、地方自治体や民間にとってのインセンティブ、各府省におけるセキュリティ確保、利活用しやすい形式への変換や標準化、必要な制度の整備等の観点も踏まえつつ、最終取りまとめに向けて引き続き検討を行う。

### 【国の統計における地方自治体の行政記録情報の利活用例】

出典『平成28年度 行政記録情報等の統計作成への活用状況』

行政記録情報等を活用している統計調査	活用している行政記録情報等の概要			
	行政記録情報等の名称	保有機関	活用する際の形態	活用による効果
国勢調査（総務省）	住民基本台帳	市区町村	欠測値等の補完	調査結果の精度確保
人口動態調査（厚生労働省）	出生、死亡、婚姻、離婚、死産の各届書	市区町村	調査事項の代替	統計の正確性の確保 統計作成の効率化
農業経営統計調査（農林水産省）	経営所得安定対策等加入申請者情報	地域農業再生協議会（市町村等）	母集団情報の整備	的確な調査の実施
港湾調査（国土交通省）	入出港届	港湾管理者（都道府県、市町村等）	調査事項の一部代替 又は内容確認	報告者の負担軽減 調査結果の精度確保
宿泊旅行統計調査（観光庁）	旅館業の許可情報	都道府県	母集団情報の整備 調査事項のプレプリント	効果的かつ効率的な調査の実施 報告者の負担軽減

### 【地方自治体における国の調査票情報の利活用例】

出典『平成27年度 統計法施行状況報告』

統計調査名	利活用の概要
住宅・土地統計調査（総務省）	都道府県住生活基本計画の見直しを行うための基礎資料を得るため、平成25年住生活総合調査と平成25年住宅・土地統計調査の都道府県分についてリンケージ集計
学校基本調査（文部科学省）	自都道府県又は自指定都市ごとの調査結果の公表のための統計の作成
賃金構造基本統計調査（厚生労働省）	県職員の給与制度を検討する基礎資料として、県内の民間賃金の実態を把握
牛乳乳製品統計調査（農林水産省）	県鉱工業生産・出荷指数の作成に利用
商業統計調査（経済産業省）	中心市街地活性化基本計画を作成するにあたり、中心市街地の事業所数、従業員数、販売額、売場面積等商業関連基礎統計の状況・推移を把握

## 【国の統計における民間のデータの利活用例】

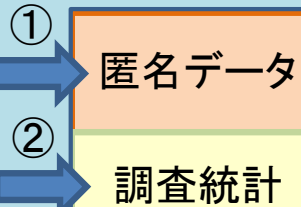
統計名	利活用の概要
消費者物価指数 （総務省）	品質向上が著しく製品サイクルが極めて短い「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の3品目について、POS情報（民間の販売時点情報管理システム（Point of Sales system）において収集された情報）を活用
消費動向指数 （総務省）	「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」報告において、消費動向の全体構造を捉える新たな速報性のある包括的な消費指標の体系を開発し、平成30年1月分から提供することを提言。企業消費（家計外消費）、インバウンド消費等の動向について、研究分析及び検証を経た後、ビッグデータを順次活用
漁業産出額 （農林水産省）	海面漁業生産統計調査（基幹統計調査）及び内水面漁業生産統計調査（一般統計調査）の結果から得られる魚種別生産量に、一般社団法人漁業情報サービスセンター、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別価格を乗じて推計。

## 【民間における国の統計の利活用例】

統計名	利活用の概要
国勢統計（総務省）	物件売買や投資判断の参考等のために、API機能で取得した国勢調査のデータを活用し、日本国内の不動産の価格を予測するサービスを提供
地域メッシュ統計 （総務省）	コンビニエンスストアの出店計画において、市場規模、競合状況、地理的条件などを考慮するに当たり、人口、世帯数等の地域メッシュ統計を活用 同様に、飲料メーカー自動販売機の設置計画等においても利活用

## 国の保有する統計等データの利活用に関する規制＜イメージ＞

### 調査票情報

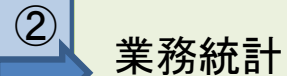


→ ○調査実施者が、統計の作成・統計的研究、統計調査の名簿作成のため、自ら利用可能  
○統計の作成・統計的研究、統計調査の名簿作成のため、国・地方・独法等に提供・利用可能  
○行政機関との共同研究、公的機関が公募で補助する調査研究などにおける公益性を有する統計作成のため、研究者等に提供可能  
⇒適正管理義務、守秘義務等 (統計法)

→ ○学術研究や高等教育等の発展に資すると認められる統計作成においてのみ提供・利用可能  
⇒適正管理義務、守秘義務等 (統計法)

→ ○提供・利用上の制約なし(むしろ公表が基本) (統計法)

### 行政記録情報



→ ○行政機関は、統計の作成又は被調査者の負担軽減のために他の行政機関が保有する行政記録情報の提供を求めることができる。 (統計法)  
○治安情報、外交情報、国等が行う検査・取締情報等を含む情報、個人情報、法人情報は、情報公開法の不開示情報とされている。 (情報公開法)  
※個人情報については、行政機関個人情報保護法による非識別加工情報の提供制度あり  
○このほか、情報の性質・保有目的に応じた仕組み (個別法)  
※医療情報利活用法(国会提出中)には医療情報利活用制度  
出入国管理法、税法等には、外国当局への情報提供の要件や手続の定め

→ ○統計法上は、提供・利用上の制約なし(個別法による提供規制の可能性)

## <主な論点>

### ○利活用の対象となるデータの問題

- ・ 民間企業の二ズの高い国の調査票情報は、営利目的では、現行制度上提供不可（一般の人が利用できる匿名データについては、今般の統計改革により技術的・法制的な検討を開始）。また、メッシュを細かくした統計も、精度や特定の問題があり、技術的観点も踏まえ、提供は個々に検討する必要
- ・ 国も、どのような民間データが存在するか必ずしも把握できておらず、例えば、公的統計の精度向上等に活用することができるデータの特定や特徴の整理を始めた段階
- ・ 国の調査票情報を地方自治体で利活用するためには、細かな地域単位の分析が可能となる必要があるが、例えばサンプル調査では精度の問題もあり、対応を個々に検討する必要
- ・ データの性質やその保有者によって、それに対するアクセス要請等の在り方や、保有者に対する提供のインセンティブ付与の在り方が大きく異なる可能性
- ・ 民間データを活用するに当たっては、偏り、ノイズ等の懸念があり、データクレンジング技術の研究が重要だが、データの特性に応じた個別の研究が必要

### ○利活用推進主体の問題

- ・ 国、地方自治体、民間企業のデータを相互に利活用する場合、企業・業界でデータの収集、保存、蓄積の形式が異なっているものの標準化・統一化や、データをリンクさせるキーの整備を誰が行うか
- ・ 民間データの利活用の研究を、各府省が各々行うことはリソース上困難

⇒ このような状況を踏まえると、国、地方自治体、民間企業のデータの相互利活用は、一般的、総論的に推進するだけでは不十分。二ズが高いが利活用上の課題のあるデータについて、個別に、関係者間で、このような問題に関し、専門技術面も含めた検討を集中的に行い、対応事例を積み重ねるのが早道ではないか。

例えば、統計委員会が、EBPM推進委員会、各府省、地方自治体、民間企業等からの提案に基づき、二ズが高いが利活用上の課題のあるデータについて、専門技術を有する委員及び関係者による協議会を設け、必要に応じて統計研究研修所等の協力も得ながら、問題を集中的に解決するパイロット的な枠組を設けてはどうか。